

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項</td><td>[略]</td><td>様式第69号 又は様式第 76号</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>様式第52号キ（第25条関係）</p> <table border="1"><tbody><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>地方税法第53条第15項後段の規定により控除すべき金額</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>様式第52号ク（第25条関係）</p> <table border="1"><tbody><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>地方税法第53条第15項後段の規定により控除すべき金額</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p>	条 項	書類の様式	様式番号	1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項	[略]	様式第69号 又は様式第 76号	[略]			[略]	[略]	地方税法第53条第15項後段の規定により控除すべき金額	[略]	[略]	[略]	地方税法第53条第15項後段の規定により控除すべき金額	[略]	[略]	<p>(法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項</td><td>[略]</td><td>様式第69号</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>様式第52号キ（第25条関係）</p> <table border="1"><tbody><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>地方税法第53条第12項後段の規定により控除すべき金額</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>様式第52号ク（第25条関係）</p> <table border="1"><tbody><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>地方税法第53条第12項後段の規定により控除すべき金額</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p>	条 項	書類の様式	様式番号	1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項	[略]	様式第69号	[略]			[略]	[略]	地方税法第53条第12項後段の規定により控除すべき金額	[略]	[略]	[略]	地方税法第53条第12項後段の規定により控除すべき金額	[略]	[略]
条 項	書類の様式	様式番号																																			
1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項	[略]	様式第69号 又は様式第 76号																																			
[略]																																					
[略]																																					
[略]																																					
地方税法第53条第15項後段の規定により控除すべき金額																																					
[略]																																					
[略]																																					
[略]																																					
地方税法第53条第15項後段の規定により控除すべき金額																																					
[略]																																					
[略]																																					
条 項	書類の様式	様式番号																																			
1 法第72条の42、 法第72条の46第5 項又は法第72条の 47第4項	[略]	様式第69号																																			
[略]																																					
[略]																																					
[略]																																					
地方税法第53条第12項後段の規定により控除すべき金額																																					
[略]																																					
[略]																																					
[略]																																					
地方税法第53条第12項後段の規定により控除すべき金額																																					
[略]																																					
[略]																																					
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																					

様式第76号を次のように改める。

様式第76号 削除

附 則

- この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則様式第52号キ及び様式第52号クは、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する納税証明書交付請求書又は納税証明書について適用し、同日前に提出し、又は交付した納税証明書交付請求書又は納税証明書については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式第52号キ及び様式第52号クによる用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。